



フリーランス法の導入経過と制度内容

～取引関係の適正化と就業環境の整備～

令和7年1月22日（水）

厚生労働省 京都労働局 雇用環境・均等室
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所

1

1

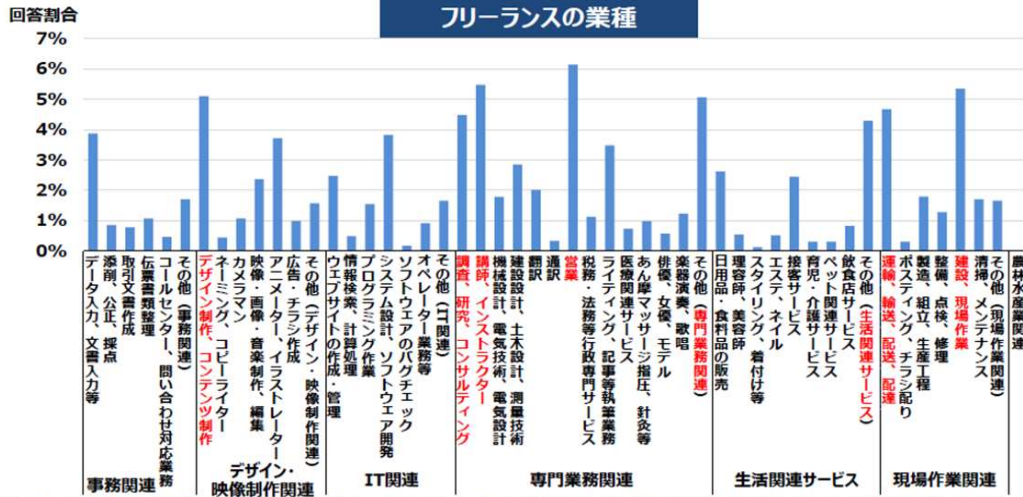
◆内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月）

	内閣官房による統一調査 (関係省庁連携)	内閣府	中小企業庁	厚生労働省
対象	「フリーランス」 ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	「フリーランス相当」 ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	「フリーランス」 ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	「雇用類似の働き方の者」 ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を常時使用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む
フリーランスの 試算人数	462万人 (本業 214万人 / 副業 248万人)	341万人 (本業178～228万人 / 副業112～163万人) ※なお定義の違いにより306～341万人と 幅をもって推計	472万人 (本業 324万人 / 副業 148万人)	367万人 ※①～④に該当する者を試算したもの
サンプル	144,342人	50,000人	62,415人	18,377人
調査 期間	2020年2月10日～3月6日	2019年1月28日～3月4日	2019年1月11日～1月31日	2019年1月15日～2月21日
調査主体	内閣官房 日本経済再生総合事務局	内閣府政策統括官 (経済分析担当)	リクルートワークス研究所	(独) 労働政策研究・研修機構

2

2

- 日本では462万人がフリーランスとして働いていると試算されている（2020年、内閣官房）。
- 営業、講師・インストラクター、建設・現場作業、デザイン・コンテンツ制作、配送・配達など多様な業種でフリーランスとして働かれている実態がある（2021年）。

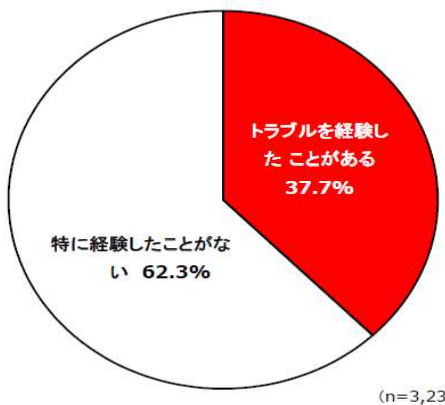


(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。「あなたの具体的な仕事内容として最も近いものをお答えください。」(単一回答)という設問への回答を集計(回答数: 7,188)。(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査、内閣官房「フリーランス実態調査結果」を基に作成。

取引状況
(取引先との関係)

取引先とのトラブルの有無

- 事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランスを母数として、取引先とのトラブルを経験したことがある者の割合を算出すると4割。

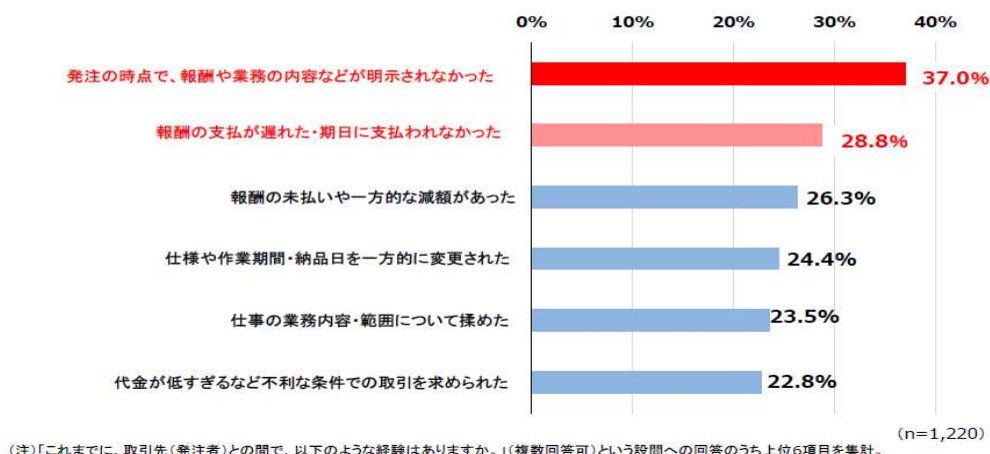


(注)「これまでに、取引先(発注者)との間で、以下のような経験はありますか。」(複数回答可)という設問への回答を集計。事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランス3234名を母数として、取引先とのトラブルを経験したと回答した1220名の割合を算出。

取引状況
(取引先との関係)

取引先とのトラブルの内容

- 取引先との**トラブルの内容**としては、「発注の時点で、報酬や業務の内容などが明示されなかった」が4割。
- また、「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかった」と回答した者は3割。

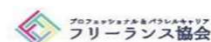


5

5

◆フリーランス法に「就業環境の整備」が加えられた背景

調査概要



調査タイトル：フリーランス・芸能関係者へのハラスメント実態アンケート

調査対象：日本国内で働いた経験のあるフリーランス
(個人事業主、法人経営者、委託就労者、すきまワーカー、副業従事者を含む)
※個人事業主には、事務所所属の個人事業主を含む

調査期間：2019年7月16日～8月26日

調査手法：インターネット調査

設問数：全17問

回答被験者数：1,222名
有効回答者数：1,218名
重複回答者数：4名

※なお、重複回答を排除する仕組みは今回の調査では導入できませんでした。

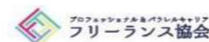
調査主体：日本俳優連合
MICフリーランス連絡会
プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

▶本資料はここからダウンロードが可能です。 <https://blog.freelance-jp.org/20190910-5309/>

6

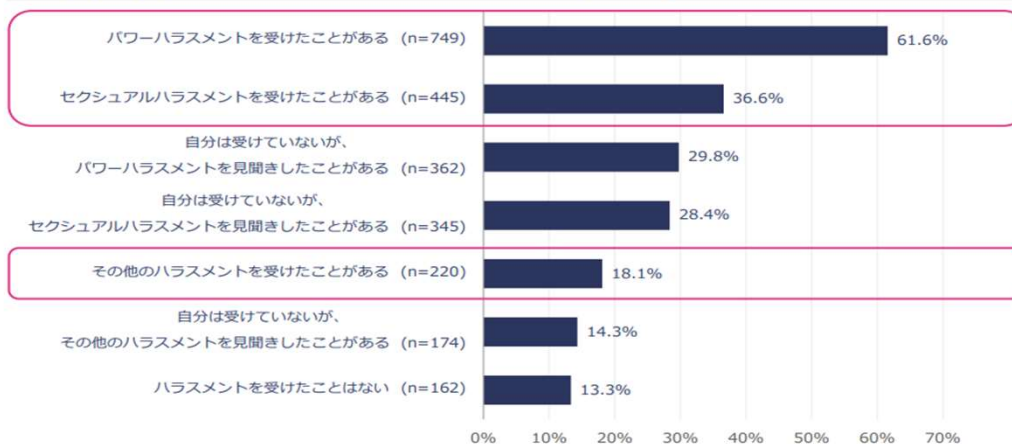
6

ハラスメント被害状況



パワハラ経験者は6割、セクハラ経験者は4割、その他のハラスメント（マタハラ、SOGIハラ等）経験者は2割に上る。

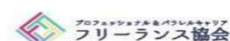
Q7 あなたは下記のいずれかのハラスメントを受けたり見聞きしたことがあると思いますか？（複数回答可）



7

7

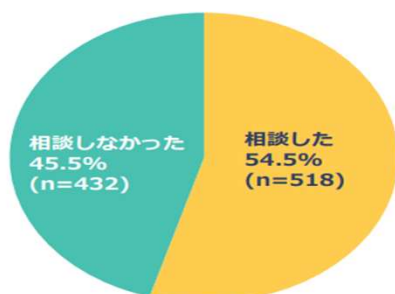
第三者に相談することの難しさ



ハラスメント被害にあっても4割強が誰にも言えず泣き寝入りしている。また、ハラスメント経験者のうち、家族や友人・知人以外の第三者に相談できた人は38.5%に留まる。

（「相談した」518名のうち152名は「家族や友人・知人」のみにしか相談できていない）

Q11. ハラスメント経験が「ある」と回答した方にお伺いします。ハラスメントを受けたとき、誰かに相談しましたか



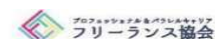
Q12. 前問で「（誰かに相談）した」と回答した方にお伺いします。誰に相談しましたか（複数回答可）



8

8

相談すること自体がリスクになっている



相談した事実や相談の内容が発注者に知られることによって、
仕事に支障が出たり、不利益を被る恐れを気にしている人が多数。

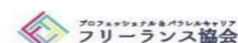
Q13. Q11.で「誰かに相談」しなかった」と回答した方にお伺いします。相談しなかった理由を教えてください
(複数回答可)



9

9

母体保護の概念に反した早すぎる復帰

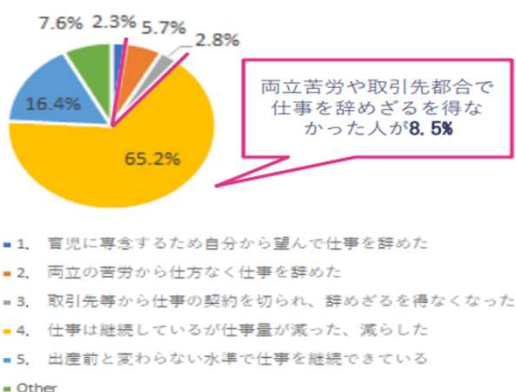


妊娠・出産・育児を経て仕事を継続している人の復帰タイミングは、
産後2ヶ月以内が59.0%、産後1ヶ月以内でも44.8%にのぼる

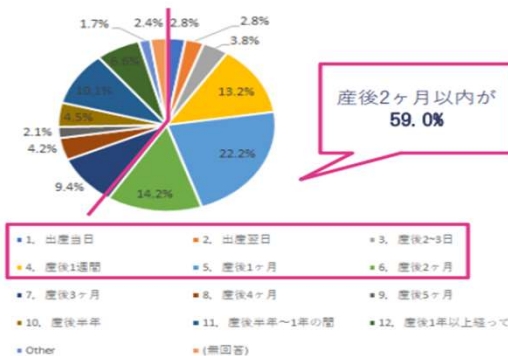
※労基法で定められた産後休業期間は産後8週間(約2ヶ月)

※業務時間が1日4時間/週3日以上の人に絞ると、産後1ヶ月以内に復帰した人は46.9%、産後2ヶ月以内に復帰した人は60.5%

Q16. 妊娠・出産・育児を機に仕事の状況がどうなったか教えてください。




Q17. (Q16で4、5の「仕事を継続した」方にお聞きします) 産後どのくらいで仕事復帰しましたか。



10

10

本法律の趣旨・概要等	
<p>趣旨</p> <p>我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。</p>	
<p>概要</p> <p>1. 対象となる当事者・取引の定義</p> <p>(1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。【第2条第1項】</p> <p>(2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。【第2条第2項】</p> <p>(3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。【第2条第3項】</p> <p>(4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。【第2条第6項】</p> <p>※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。</p>	
<p>2. 特定受託事業者に係る取引の適正化</p> <p>特定業務委託事業者は、</p> <p>(1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。【第3条】</p> <p>※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。</p> <p>(2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）【第4条】</p> <p>(3) 特定受託事業者との業務委託（1か月以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。【第5条】</p> <p>① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること</p> <p>② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること</p> <p>③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと</p> <p>④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること</p> <p>⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること</p> <p>⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること</p> <p>⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること</p>	<p>3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備</p> <p>特定業務委託事業者は、</p> <p>(1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。【第12条】</p> <p>(2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（6か月以上のもの）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。【第13条】</p> <p>(3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。【第14条】</p> <p>(4) 業務委託（6か月以上のもの）を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。【第16条】</p>
<p>4. 違反した場合等の対応</p> <p>公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。【第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条】</p> <p>※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。【第24条、第25条】</p>	
<p>5. 国が行う相談対応等の取組</p> <p>国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。【第21条】</p>	
<p>施行期日 令和6年11月1日</p>	



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

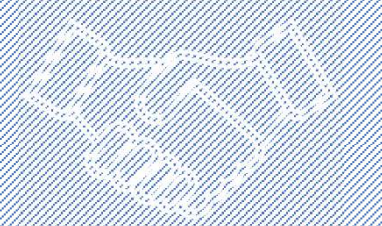
ここからはじめる

フリーランス・事業者間

取引適正化等法



—取引の適正化パート(抜粋)—

令和6年11月1日施行



この法律の対象となる事業者

本法では、「フリーランス」と「発注事業者」を次のように定義しています。

フリーランス 	<p>【特定受託事業者】※1 業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの</p> <p>① 個人であって、従業員を使用※2しないもの</p> <p>② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの</p> <p>ただし、第14条では、「特定受託業務従事者」(特定受託事業者である①の個人/特定受託事業者である②の法人の代表者)と定義</p>
発注事業者 	<p>【特定業務委託事業者】 フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの</p> <p>① 個人であって、従業員を使用するもの</p> <p>② 法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの</p>
	<p>【業務委託事業者】 フリーランスに業務委託をする事業者</p> <p style="text-align: right;">ここがPoint / フリーランスも含まれます</p>

※1 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当します。

※2 従業員を使用とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

13

13

対象となる取引



事業者

業務を委託



フリーランス

事業者からフリーランスへの委託
つまり、「B to B」が対象

※ フリーランスからフリーランスへの業務委託も対象となります。

※ 消費者との取引は対象外です。

対象とならない取引

消費者・事業者
(不特定多数)

委託ではなく売買



フリーランス

取引の相手方に事業者も含まれますが、**業務委託ではなく、単なる商品の販売行為であるため**対象外

ここがPoint /

形式的には業務委託契約を締結している者であっても、**実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され、本法は適用されません。**

Q.いわゆる仲介事業者は、特定業務委託事業者に該当する？

単に仲介をしている場合には該当しませんが、フリーランスに対して再委託をしている場合や実質的にフリーランスに業務委託をしているといえる場合には該当します。

実質的にフリーランスに業務委託をしているといえるかは、委託の内容(物品、情報成果物または役務の内容、相手方事業者の選定、報酬の額の決定等)への関与の状況等、契約および取引実態を総合的に考慮した上で判断します。

14

14

対象となる取引の内容①

本法の対象となる「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者へ、給付に係る仕様、内容等を指定して、物品の製造、情報成果物の作成または役務の提供を委託することをいいます。

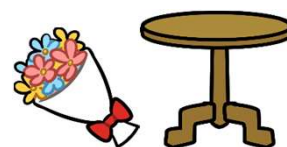
ここがPoint /

本法の適用対象には、業種・業界の限定はありません。
発注事業者からフリーランスへ委託する全ての業務が対象となります。

物品の製造・加工委託

規格、品質、デザインなどを指定して、物品の製造や加工などを委託することをいいます。

- ・「物品」とは動産のことを意味し、不動産は対象に含まれません。
- ・「製造」とは、原材料に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと
- ・「加工」とは、原材料に一定の工作を加えて価値を付加すること



15

15

対象となる取引の内容②

情報成果物の作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、デザインなどの作成を委託することをいいます。
「情報成果物」は、具体的には次のものがあります。

- ・ ゲームソフト、顧客管理システムなどのプログラム
- ・ テレビ番組、映画、アニメーションなど映像や音声などから構成されるもの
- ・ 設計図、各種デザイン、漫画など文字、図形、記号などから構成されるもの



役務の提供委託

運送、コンサルタント、営業、演奏、セラピーなど役務の提供を委託することをいいます。この「役務」には物品を修理することも含まれます。



ここがPoint /

本法と下請法(下請代金支払遅延等防止法)との違い

- ① 下請法では、建設業法における建設工事は対象外ですが、本法は業種・業界の限定がないため、建設工事も「業務委託」の対象となります。
- ② 下請法では、発注事業者が他者に提供する役務が対象となり、発注事業者が自ら用いる役務を他の事業者へ委託することは「役務提供委託」の対象外です。本法では、発注事業者が自ら用いる役務の提供をフリーランスに委託することも対象となります。

16

16

取引条件の明示義務（第3条）

口約束はダメ！
トラブルを防ぐための基本は、
取引条件の共通認識です

フリーランスに対し業務委託をした場合は、
直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければなりません。

ここがPoint /

- ☑ 取引条件の明示義務は、フリーランス同士の取引も対象であるため、発注事業者がフリーランスである場合にも義務が課されます。
- ☑ 明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、発注事業者が選択できます。電磁的方法とは、電子メール、SNSのメッセージ、チャットツールなどです。
- ☑ 電磁的方法で明示した場合であっても、フリーランスから書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付しなければなりません。ただし、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。



お互いの認識の相違を減らして、取引上のトラブルを未然に防ぐことは、企業とフリーランスだけでなく、フリーランス同士での取引でも大切なことです。

17

17

取引条件の明示義務（第3条）

明示すべき事項①

- ① 業務委託事業者および特定受託事業者の名称
→発注事業者とフリーランス、それぞれの名称
ニックネームやビジネスネームで構いませんが、商号、氏名もしくは名称または番号、記号等であって業務委託事業者および特定受託事業者を識別できるものを記載する必要があります。
- ② 業務委託をした日
→発注事業者とフリーランスとの間で業務委託をすることを合意した日
- ③ 特定受託事業者の給付の内容
→フリーランスにお願いする業務の内容
給付の内容には、品目、品種、数量(回数)、規格、仕様などを明確に記載する必要があります。また、フリーランスの知的財産権が発生する場合で、業務委託の目的である使用の範囲を超えて知的財産権を譲渡・許諾させる際には、譲渡・許諾の範囲も明確に記載する必要があります。
- ④ 給付を受領または役務の提供を受ける期日
→いつまでに納品するのか、いつ作業をするのか
- ⑤ 給付を受領または役務の提供を受ける場所
→どこに納品するのか、どこで作業をするのか

18

18

取引条件の明示義務（第3条）

明示すべき事項②

⑥ 給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日

⑦ 報酬の額および支払期日

→具体的な報酬額を記載することが難しい場合は算定方法でも可能です。
支払期日は、具体的な支払日を特定する必要があります。

フリーランスの知的財産権の譲渡・許諾がある場合には、その対価を報酬に加える必要があります。
フリーランスの業務に必要な諸経費を発注事業者が負担する場合、「報酬の額」は諸経費を含めた総額が把握できるように明示する必要があります。

⑧ 現金以外の方法で報酬を支払う場合は、支払方法に関すること

※ ⑥および⑧は該当する取引である場合のみ明示が必要な事項

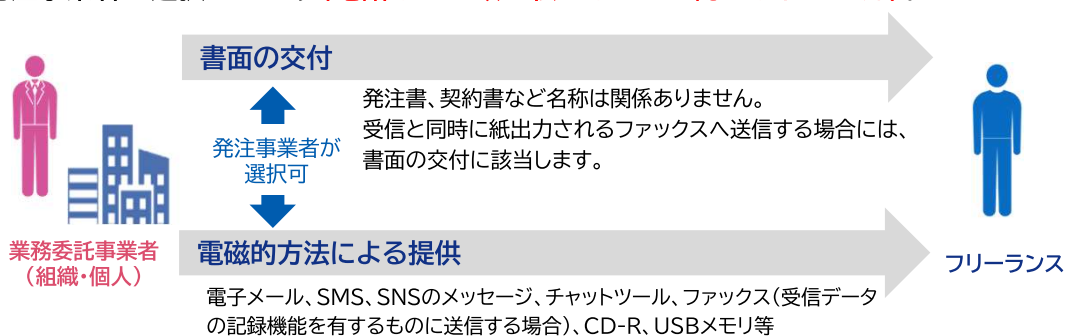
19

19

取引条件の明示義務（第3条）

明示する方法

取引条件を明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、発注事業者が選択できます（電話など口頭で伝えることは認められません）。

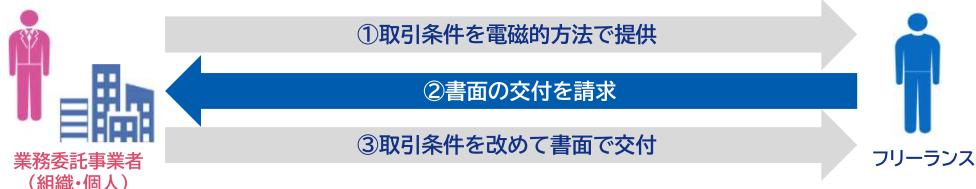


20

20

電磁的方法で提供した後に書面を求められた場合の対応

取引条件を電磁的方法により明示した場合、フリーランスから書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する必要があります。ただし、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。



<フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合>

- フリーランスからの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示した場合
- 業務委託が、契約の締結も含め、インターネットのみを利用するものであり、発注事業者により作成された定型約款がインターネットを利用してフリーランスが閲覧することができる状態に置かれている場合(例:アプリ上で取引の全てが完結する場合)
- 既に書面の交付をしている場合

ここがPoint /

- ① SNSのメッセージ機能は、送信者が受信者を特定して送信できるものに限定されます。インターネット上に開設しているブログやウェブページ等への書き込み等は認められません。
- ② SNSのサービス終了によって明示の内容が確認できないために、フリーランスが書面の交付を請求した時には、発注事業者は書面で交付する必要があります。

21

21

取引条件の明示義務（第3条）

明示の事例 ①

書面の交付

発注書

① 発注日：令和〇年〇月〇日

② 〇〇株式会社

下記のとおり、発注いたします。

④ 納期：令和〇年〇月〇日

⑤ 提出先：・・・@・・・co.jpにメールで提出

⑥ 検査完了日：令和〇年〇月〇日

⑦ 支払期日：令和〇年〇月〇日

⑧ 支払方法：全額現金払い※

合計金額 ② 円 (税込)

No.	品名、規格・仕様など	数量	金額
	③		
		小計	
		消費税	
		合計	

備考 ※金融機関への口座振込となります。口座振込にかかる振込手数料は当社が負担します。

「書面」は「契約書」でなくても大丈夫!書面の様式は定められていないので、取引内容に応じて適切な書面を作成すれば問題ありません。



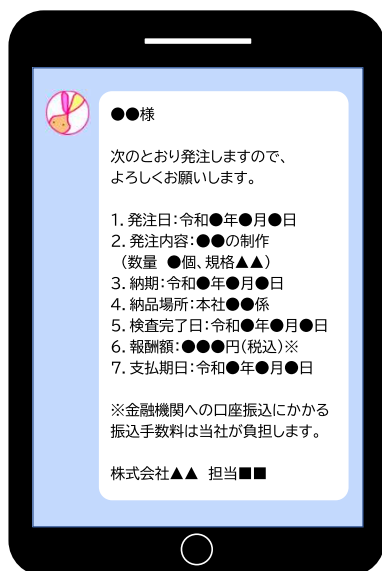
明示すべき事項

- ① 業務委託事業者および特定受託事業者の名称
- ② 業務委託をした日
- ③ 特定受託事業者の給付の内容
- ④ 給付を受領または役務の提供を受ける期日
- ⑤ 給付を受領または役務の提供を受ける場所
- ⑥ 給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日
- ⑦ 報酬の額および支払期日
- ⑧ 現金以外の方法で報酬を支払う場合は、支払方法に関すること

22

22

明示の事例 ② 電磁的方法による提供



電磁的方法のポイントと注意点

Q.URLの記載やPDFの添付でもいい？

メッセージの本文に明示事項を記載する方法だけではなく、明示事項が掲載されたウェブページのURLをメッセージに記載する方法やメッセージにPDF等の電子ファイルを添付して送る方法も認められます。

Q.注意することは何？

SNSのメッセージ等を利用する場合は、メッセージが削除されたり、閲覧ができなくなる可能性もあるため、発注事業者・フリーランス双方で、その場合の対応を事前に決めておいたり、スクリーンショット等で明示された内容の保存を行うとよいでしょう。

23

23

明示の事例 ③ 共通事項がある場合

取引条件について、支払方法や検査期間など個々の発注に一定期間共通して適用される事項（共通事項）がある場合には、あらかじめ共通事項とその有効期間を別の書面または電磁的方法で明示しておけば個々の発注の際には明示が不要です。ただし、この場合、個々の発注時に、共通事項との関連付けをする必要がありますので、例えば、「報酬の支払方法、支払期日、検査完了期日は、現行の「支払方法等について」のとおり」などと書面または電磁的方法により参照元を明示する必要があります。

Q.共通事項の明示で気をつけることは？

共通事項が有効となる期間を明示しましょう。また、発注事業者は、定期的に、明示した共通事項の内容について、自ら確認するとともに、社内の購買・外注担当者に周知徹底しましょう。

明示の事例 ④ 算定方法による「報酬の額」の明示

フリーランスに業務を委託する際に「報酬の額」について具体的な金額を明示することが困難なやむを得ない事情がある場合には、算定方法を明示することも認められます。

算定方法は、報酬の額の算定根拠が確定すれば、具体的な額が自動的に確定するものである必要があります。また、単価表など、算定方法の記載で引用するものがある場合は、「報酬については、別紙の単価表に基づき算定した金額に、業務に要した交通費、〇〇費、▲▲費の実費を加えた額となります。」などと明示し、さらに、具体的な金額の確定後には、速やかに金額を明示する必要があります。

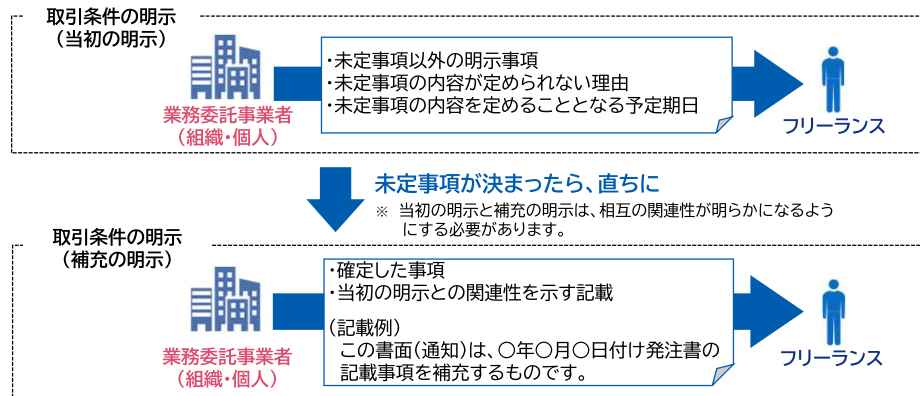
24

24

明示の事例 ⑤ 未定事項がある場合

明示事項のうち、その内容が定められないことに正当な理由があるもの(未定事項)については委託時に明示する必要はありません。未定事項がある場合、**その内容が定められない理由と、未定事項の内容が決まる予定日を委託時に明示(当初の明示)する必要があります。**

また、未定事項が決まったら、直ちに明示(補充の明示)する必要があります。その際、当初の明示との関連性が分かるようにする必要があります。



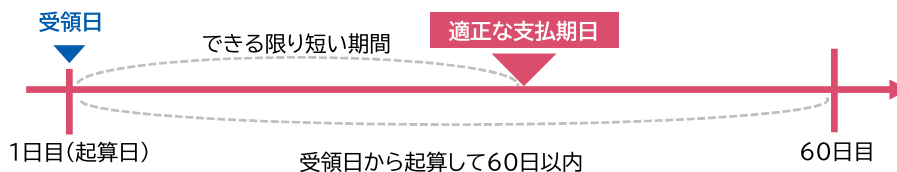
25

25

期日における報酬支払義務 (第4条)

報酬の支払日を明確にし、その日までにきちんと報酬が支払われるようにするための義務です!

発注事業者は、発注した給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなければなりません。



ここがPoint /

- ☑ 支払期日(=支払日)は、給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で定め、定めた支払期日は必ず守る必要があります。
- ☑ 支払期日を定めなかった場合などの支払期日は、次のとおりとなります。
 - ① 支払期日を定めなかったとき → 物品等を実際に受領した日
 - ② 給付を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき → 受領した日から起算して60日を経過する日
- ☑ 再委託である場合は、必要事項を明示した場合に、例外的に、元委託支払期日から30日以内のできる限り短い期間内に、支払期日を定めることができます。(→17ページ参照)

26

26

期日における報酬支払義務（第4条）

支払期日を定める際の起算日（給付を受領した日）は、次のとおりです。

起算日（給付を受領した日）

物品の製造・加工委託

検査の有無は関係なく、発注事業者が、物品を受け取り、自己の占有下に置いた日

情報成果物の作成委託

- ・ 情報成果物を記録した電磁的記録媒体（USBメモリ、CD-R等）を受け取り、自己の占有下に置いた日
- ・ 電気通信回線を通じて発注事業者の用いる電子計算機内に記録されたとき

役務の提供委託

- ・ 個々の役務の提供を受けた日
- ・ 役務の提供に日数を要する場合には、一連の役務の提供が終了した日
（例）A地点からB地点までの運送に2日間かかる場合など

- ※ 委託内容と適合していないなど、フリーランスの責めに帰すべき事由があり、報酬の支払前にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の給付を受領した日が支払期日の起算日になります。
- ※ 情報成果物の作成委託、役務の提供委託では、起算日に関する例外がありますので、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」の19、20ページをチェックしてください。

27

27

支払期日の定め方

支払期日は、具体的な日を特定できるよう定める必要があります。

支払期日の記載例

○ （良い例）	●月●日支払 毎月●日締切、翌月●日支払
× （違反例）	●月●日まで ●●日以内

「まで」「以内」という記載は、いつが支払期日なのか具体的な日を特定できないため、支払期日を定めているとは認められません。



月単位の締切制度

毎月の特定期日に報酬を支払うこととする月単位の締切制度を用いた支払期日（例：毎月●日締切、翌月●日支払）とすることも認められます。

月単位の締切制度を採用する場合でも、給付を受領した日から60日以内に支払を行う必要があるため、月の初めに受領した分の支払が60日以内に行われるよう、毎月末日締切にする場合には、翌月末日までに支払期日を設定する必要があります。

また、「受領した後60日以内」を「受領した後2か月以内」として運用するため、31日までである月も、30日までしかない月も、同じく1か月として考えます。

例：毎月末日締切、翌月末日支払

○：受領した日 ○：支払期日

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4		
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31	締切日				26	27	28	29	30	31	

Q. 支払期日が金融機関の休業日に当たるときに、翌営業日に支払っても問題ありませんか？

支払日が金融機関の休業日に当たる場合には、

- 支払を順延する期間が2日以内である場合であって、
 - 支払日を金融機関の翌営業日に順延することをあらかじめ書面または電磁的方法で合意しているときは、結果として給付を受領した日から60日を超えて報酬が支払われても問題とはしません。
- なお、順延後の支払期日が給付を受領した日から60日以内である場合には、あらかじめ順延することを書面または電磁的方法で合意していれば、金融機関の休業日による順延期間が2日を超えても問題とはしません。

28

28

再委託の場合における支払期日の例外

元委託者から受けた業務の全部または一部を、発注事業者がフリーランスに再委託し、かつ、通常明示すべき事項に加えて、必要事項を明示した場合、フリーランスへの報酬の支払期日は、**元委託支払期日から起算して30日以内**のできる限り短い期間内で定めることができます。



明示すべき事項

再委託の場合における支払期日の例外(再委託の例外)を適用する場合には、取引条件を明示する際に、通常明示すべき事項に加えて、次の3つの事項を明示する必要があります。

- ① 再委託である旨
- ② 元委託者の名称(識別できるもの)
- ③ 元委託業務の対価の支払期日

元委託者から前払金の支払を受けた時の適切な配慮

再委託の場合における例外的な支払期日を定めた場合、発注事業者が元委託者から前払金の支払を受けたときには、発注事業者は、フリーランスに対して、フリーランスが資材の調達などの業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をする必要があります。



適切な配慮としては、例えば、業務委託の着手に当たり、フリーランスのみが費用を要する場合には、フリーランスに元委託者から支払を受けた前払金の全部を支払うことが望ましいです。

29

29

期日における報酬支払義務 (第4条)

再委託に関するよくある質問にお答えします！

Q. 再委託の場合における支払期日の例外があるのはどうして？

発注事業者の中には、小規模な事業者や従業員を使用する個人事業主が含まれます。

これらの事業者にとっては、自身が発注元である元委託者から支払を受けていないにもかかわらず、再委託先のフリーランスに報酬を支払わなければならないことは、事業経営上大きな負担を生ずることになります。このため、再委託の場合に特別な支払期日の設定を認めることとしています。



「再委託の例外」で認められている支払期日にしなくても支払が可能であれば、フリーランスから給付を受領した日から60日以内のできる限り早い日に、支払期日を定めて、支払うことが望ましいです。

Q. 再委託の場合には、必ず、①再委託である旨、②元委託者の名称、③元委託業務の対価の支払期日を明示しなければいけないの？

再委託の例外は、再委託である場合に必ず適用されるものではなく、また、適用しなければいけないものでもありません。

そのため、再委託の例外を適用した支払期日を定める必要がある場合のみ、通常明示すべき事項に加えて、3つの明示事項を明示してください。

Q. 元委託者から支払期日より早く報酬が支払われた場合、フリーランスへの支払も早くしなければいけないの？

再委託の例外は、実際に元委託者から支払われた日ではなく、元委託者と発注事業者との間で定められた支払の予定期日を起算日として考えるため、元委託者から元委託支払期日より早く報酬を支払われたとしても、フリーランスとの間で定めた支払期日までに支払を行えば問題にはなりません。



逆に、元委託者から発注事業者への報酬の支払が、元委託支払期日より遅れたとしても、フリーランスへの報酬の支払を遅らせることはできません。

30

30

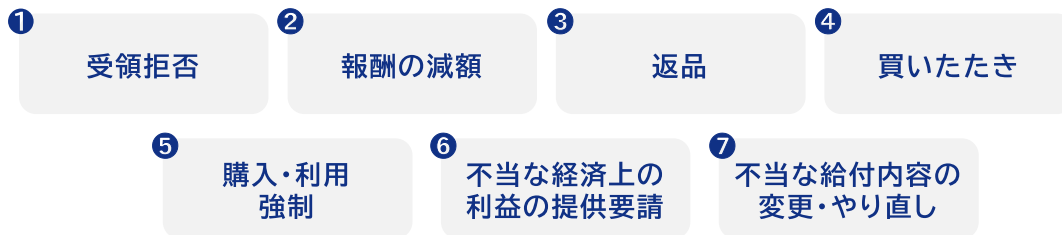
発注事業者の禁止行為（第5条）

禁止行為は
やらないことが当たり前！

フリーランスに【1か月以上※】の業務委託をしている発注事業者には、7つの禁止行為が定められています。たとえフリーランスの了解を得たり、合意していても、また、**発注事業者に違法性の意識がなくても**、これらの行為は本法に違反することになるので十分注意が必要です。

※ 1か月の始期と終期などの考え方については、パンフレットの26ページをご覧ください。

7つの禁止行為



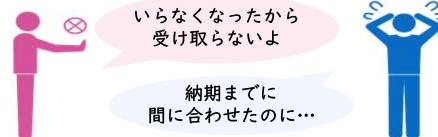
31

31

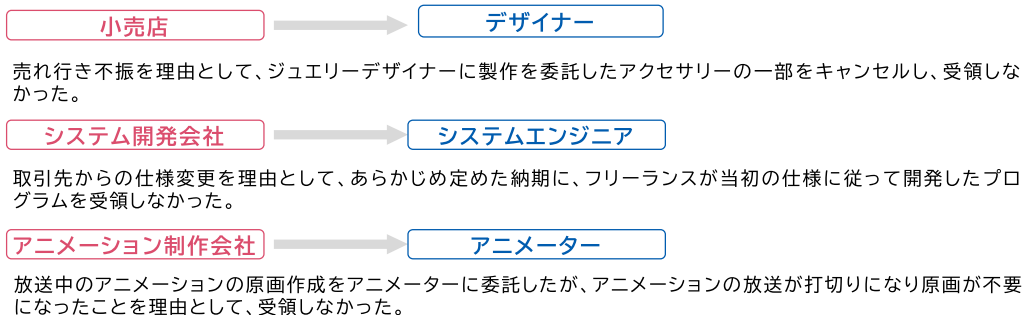
発注事業者の禁止行為（第5条）

① 受領拒否

フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むことです。発注事業者の一方的な都合による発注取消しや、納期を延期することで、あらかじめ定めた納期に受け取らないことも受領拒否に当たります。



違反となる例



32

32

発注事業者の禁止行為（第5条）

② 報酬の減額

フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うことです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



業績が悪化したから
支払う予定だった報酬
から引いておくれ

そんな…



違反となる例

ゲーム開発会社

イラストレーター

キャラクターのデザインの作成を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、あらかじめ定めた額より引き下げた報酬の額を支払っていた。

ネイルサロン

ネイリスト

運営するネイルサロンにおける施術を委託しているところ、店内内装の充実のため「協力金」と称して、報酬の額に一定率を乗じて得た額を差し引いて報酬を支払った。

部品メーカー

金属加工職人

金属加工職人に委託している部品の製造について、単価引き下げの合意前に委託した部品について、引き下げられた単価を遡って適用することとし、引き下げ前の単価で計算された報酬の額と引き下げ後の単価で計算された報酬の額との差額を差し引いて報酬を支払った。

出版社

記者

記者との合意がないにもかかわらず、報酬を記者の銀行口座に振り込む際の手数料を、報酬の額から差し引いていた。

33

33

発注事業者の禁止行為（第5条）

③ 返品

フリーランスに責任がないのに、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせることです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められます。



売れ残ったから
返品するね

返品されても
困るよ…



違反となる例

イベント企画会社

フラワーデザイナー

イベントで販売する生花のブーケの製造を委託し、納品されたブーケを一旦受領したが、イベント終了後に売れ残ったブーケについて、不要になったことを理由として引き取らせた。

工芸品メーカー

伝統工芸職人

自社のロゴを入れた工芸品の製造を委託しているところ、納品された工芸品を一旦受領したが、前回までの発注時には問題としていなかったような個体差を理由として引き取らせた。

広告制作会社

イラストレーター

イラストレーターに制作を委託した広告のイラストについて、納品されたイラストを一旦受領したが、広告が中止になり取引先からキャンセルされたことを理由としてイラストを返品した。

34

34

発注事業者の禁止行為（第5条）

④ 買ったとき

フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を定めることです。買ったときは、発注事業者がフリーランスに業務委託し、報酬を決定する際に規制されるものです。報酬の額は、フリーランスとしっかり協議して定めることが重要です。



この報酬で
お願いね



そんな…
これは安すぎる

違反となる例

工務店

→ 一人親方

食品メーカー

→ 映像クリエイター

自らが建設する住宅の外構工事を委託しているところ、施工の単価を改定する際、十分協議することなく、一方的に単価を決定し、通常対価を大幅に下回る報酬の額を定めた。

自社商品の広告動画の制作を委託したところ、見積書作成時よりも納期を大幅に短縮して発注したにもかかわらず、当初の見積額にすることによって、通常対価を大幅に下回る報酬の額を定めた。

買ったときに該当するかどうかはどのように判断されるのか

次の①～④のような要素を勘案して、総合的に判断します。

- ① 報酬の額の決定に当たり、フリーランスと十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

35

35

発注事業者の禁止行為（第5条）

⑤ 購入・利用強制

フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させることです。



チケット〇枚
購入よろしくね



いらないんだけどな…

違反となる例

冠婚葬祭業者

→ ナレーター(司会者)

番組制作会社

→ カメラマン

運営する結婚式場で行う披露宴等の司会を委託しているところ、発注担当者から、式場で提供しているおせち料理、クリスマスケーキ等の購入を要請し、購入させた。

自らが制作する放送コンテンツの撮影を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画のチケットを、目標枚数を定めて購入させた。

注意ポイント

発注事業者とフリーランスでは、取引の関係において、発注事業者の立場が強く、フリーランスの立場は弱くなる傾向があります。そのような場合、フリーランスが依頼を拒否できない場合もあることから、発注事業者に強制の認識がなくても、事実上、フリーランスに購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、購入・利用強制に該当しますので注意しましょう。

36

36

発注事業者の禁止行為（第5条）

⑥ 不当な経済上の利益の提供要請

発注事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害することです。名目を問わず、報酬の支払とは独立して行われる金銭の提供や、作業への労務の提供をすることが、フリーランスの直接の利益とならない場合が対象となります。



これもついでに
タダでよろしく

なんで
こんなことまで…



違反となる例

運送会社

運送ドライバー

荷物の運送のみを委託しているにもかかわらず、委託内容には含まれていない荷積み作業を無償で行わせた。

音楽制作会社

作曲家

自社が制作する楽曲の候補となる複数の楽曲案の制作を委託し、採用した楽曲については知的財産権を自社に譲渡する契約としていたところ、採用した楽曲に加えて、採用しなかった楽曲の知的財産権を無償で譲渡させた。

37

37

発注事業者の禁止行為（第5条）

⑦ 不当な給付内容の変更・やり直し

フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害することです。発注側の都合で、発注を取り消したり、やり直しをさせる場合には、フリーランスが作業に要した費用をしっかりと負担する必要があります。



発注キャンセルするから
支払はなしね

もう作業始めてるから費
用かかっているのに…



違反となる例

ソフトウェア開発会社

プログラマー

新規ソフトウェアのプログラム作成を委託したところ、プログラム受領後、あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくし、発注内容と異なることを理由に、無償でやり直しをさせた。

ラジオ番組制作会社

放送作家

ラジオ番組の台本の作成を委託したところ、内容を確認した上で台本を受領したにもかかわらず、取引先の意向により台本を大幅に修正させたが、修正作業に伴う追加の費用を支払わなかった。

イベント企画会社

シェフ(料理人)

自社が開催するイベントで提供する料理の企画・調理を委託したところ、その後、イベントが中止になったことを理由に委託を取り消したが、シェフが準備のために支出した費用を負担しなかった。

38

38

募集情報の的確表示義務（12条）

▶ 特定業務委託事業者は、**広告等**(※1)により**特定受託事業者の募集を行うときは、その情報**(※2)について、
 ・**虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず**、(12条1項)
 ・**正確かつ最新の内容に保たなければならない**。(12条2項)

(※1)具体的には、①新聞、雑誌に掲載する広告、②文書の掲出・頒布、③書面の交付、④ファックス、⑤電子メール・メッセージアプリ等(メッセージ機能があるSNSを含む。)、⑥放送、有線放送等(テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングサービスのプラットフォーム等)。
 (※2)具体的には、①業務の内容、②業務に従事する場所・期間・時間に関する事項、③報酬に関する事項、④契約の解除・不更新に関する事項、⑤特定受託事業者の募集を行う者に関する事項。

特定業務委託事業者
(組織)

広告等を活用して広く提供される募集情報

法が適用される

法違反となる例

- ・意図的に実際の報酬額よりも高い額を表示する。(虚偽表示)
- ・実際に募集を行う企業と別の企業の名称で募集する。(虚偽表示)
- ・報酬額の表示が、実際の報酬額よりも高額であるかのように表示する。(誤解を生じさせる表示)
- ・既に募集を終了したにもかかわらず、削除せず表示し続ける。(古い情報の表示)

法違反とならない例

- ・当事者間の合意に基づき、広告等に掲載した募集情報から実際の契約条件を変更する。

多数(2人以上)

特定受託事業者
(個人)(※)

特定個人(1人)

特定受託事業者
(個人)(※)

(※) 業務委託に係る契約締結前の者も含む。

特定個人との交渉において提示される募集情報

法が適用されない

育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）

▶ 特定業務委託事業者は、**6か月以上の業務委託**(※1)について、**特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない**。(13条1項)(※2、3)
 ▶ 特定業務委託事業者は、**6か月未満の業務委託**について、特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、**必要な配慮をするよう努めなければならない**。(13条2項)

(※1) 契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。
 (※2) 特定業務委託事業者は、特定受託事業者からの申出の内容を把握した上で、配慮の内容を検討し、実施しなければならない。
 検討の結果、配慮をやむを得ず実施できない場合は、特定受託事業者に対し、実施できない理由を説明する必要がある。
 (※3) ①特定受託事業者からの申出を阻害すること、②特定受託事業者が申出したこと又は配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱いを行うことは、「特定業務委託事業者による望ましくない取扱い」に該当する。

特定受託事業者
(個人)

子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたいです。

育児介護等の配慮に関する特定業務委託事業者への申出

介護のためオンラインでの業務に変更したいです。

1 申出の内容等の把握

2 取り得る選択肢の検討

3 配慮の内容の伝達・実施

3 配慮不実施の伝達・理由説明

特定業務委託事業者
(組織)

関係者と調整をしてみます。

納期を変更します。

実施できる場合

やむを得ず実施できない場合

取引先にも確認します。

今回は現場の作業が必要なので、オンラインへの変更は難しいです。

※なお、この配慮義務は、特定業務委託事業者に対して、特定受託事業者の申出に応じて、対応を講じることを求めるものであり、取引を行う全ての特定受託事業者の育児介護等の事由を予め把握して配慮することまでを求めるものではないことに留意が必要。

ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）

▶ 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為（※1）により特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう **相談対応のための体制整備その他の必要な措置（※2）を講じなければならない。**（14条1項）

▶ 特定業務委託事業者は、**特定受託業務従事者がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。**（14条2項）

（※1）業務委託におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント
 （※2）特定業務委託事業者は下図の①～③の措置を講ずる必要がある。

①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発
 ・方針等の明確化と社内への周知・啓発（社内報の配布・従業員に対する研修の実施等）
 ・ハラスメント行為者に対して厳正に対処する旨の方針の規定（就業規則などで懲戒規定を定めて周知する等）

②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 ・相談窓口の設置（外部機関への相談対応の委託、相談対応の担当者や相談対応制度の設置等）
 ・特定受託業務従事者への周知（契約書に相談窓口の案内を記載する等）
 ・相談窓口担当者による相談への適切な対応（マニュアルの作成等）

③業務委託におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
 ・事案の事実関係の迅速かつ正確な把握（相談者と行為者の双方から事実関係を確認し、必要に応じて第三者からも事実関係を聴取する等）
 ・事実関係の確認ができた場合の被害者に対する配慮措置の適正な実施等（事案の内容などに応じ、被害者と行為者の間の関係改善に向けての援助などを行う等）

※上図の①～③の対応にあたり、特定業務委託事業者が、雇用主として労働法に基づき講じている職場のハラスメント対策と同様であり、労働法に基づき整備した社内体制やツールを活用することも可能。

※①～③と併せ、(1)相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、雇用する従業員や特定受託業務従事者に周知することや、(2)特定受託業務従事者が相談をしたこと・労働局などに対して申出をして適当な措置を求めたこと等を理由に契約の解除等の不利益な取扱いをされない旨を定め、特定受託業務従事者に周知・啓発することを実施する必要がある。

中途解除等の事前予告・理由開示義務（16条）

▶ 特定業務委託事業者は、**6か月以上の期間行う業務委託（※1）に係る契約を中途解除したり、更新しない場合には、特定受託事業者に対し少なくとも30日前までにその旨を予告をしなければならない。**（16条1項）（※2、3）

▶ 予告の日から契約満了までの間に、**特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない。**（16条2項）（※4）

（※1）契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。
 （※2）次の①～⑤の例外事由に該当する場合は、予告は不要となる。

①災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合、②特定受託事業者に再委託をした場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合、③業務委託の期間が30日以下など短期間である場合、④基本契約を締結している場合で、特定受託事業者の事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合、⑤特定受託事業者の責めに帰すべき事由がある場合

（※3）契約の不更新とは、不更新をしようとする意思をもって当該状態になった場合をいい、例えば①切れ目なく契約の更新がなされている又はなされることが想定される場合であって、当該契約を更新しない場合や、②断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が特定受託事業者との取引を停止するなど次の契約申込みを行わない場合が該当する。一方、例えば③業務委託の性質上一回限りであることが明らかである場合や、④断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるが明らかでない場合には、契約の不更新には該当しない。

（※4）①第三者の利益を害するおそれがある場合又は②他の法令に違反することとなる場合には、理由の開示は不要となる。また、事前予告の例外事由に該当する場合も理由開示の請求対象にはならない。

（※5）事前予告や理由開示は、①書面の交付、②ファクシミリ、③電子メール等のいずれかの方法で行う必要がある。